

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
○事務決裁規程の一部を改正する訓令
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

二 一 一 一

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第十一号中、「財団法人宮城県体育協会（）」を「公益財団法人宮城県体育協会（）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

事務決裁規程の一部を改正する訓令

教 育 長 小 林 伸 一

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
別表第五号の表を

六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第五条に基づき、同意を得た学級編制の変更協議に係る同意

課 長

を

六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第五条の規定による届出（変更の届出を含む。）の受理

課 長

に改

める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 小 林 伸 一

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三条第二項中、「及び総合行政ネットワーク電子文書交換システム」を削る。

第六条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第六条の二第一項中、「から第五号まで」を削る。

第十条第一項中、「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中、「総合行政ネットワーク文書」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十九条中、「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十九条の二中、「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十九条の二中、「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十九条の二中、「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十九条の二中、「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第三十条第一項中、「総合行政ネットワーク文書」、同条第二項中「総合行政ネットワーク文書情報及び」、同条第五項中、「総合行政ネットワーク文書」並びに同条第六項中、「総合行政ネットワーク文書及び」及び「総合行政ネットワーク文書にあつては文書取扱主任又は電子文書取扱主任が、電子申請システム文書にあつては」を削る。

第三十一条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三条第二項中「及び総合行政ネットワーク電子文書交換システム」を削る。

第六条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第六条の二中「から第五号まで」を削る。

第十条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十二条第二号中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第五項」を「第四項」に、「第六項」

を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第二十四条中「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十四条の二中「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第二十五条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条第二項中「総合行政ネットワーク文書情報及び」を削り、同条第五項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条第六項中「総合行政ネットワーク文書及び」及び「総合行政ネットワーク文書にあつては文書取扱主任又は電子文書取扱主任が、電子申請システム文書にあつては」を削る。

第二十六条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。